

平成 28 年 5 月 10 日

社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第 6 回）関係団体ヒアリング
保育所保育指針改定に関する意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会

今回の保育所保育指針の改定では、次の点について、十分制度に反映することが必要と考えます。

1 乳児保育について

- (1) 乳児期に大切にすべき内容と、乳児期であっても、教育の視点を持って関わることが求められていることを明示し、**乳児保育においても「教育」があることを明確に表現する。**
- (2) 乳児保育に関する現行の「発達過程」では、「おおむね 6 か月未満」「おおむね 6 か月から 1 歳 3 か月」とされている。しかしこの時期は、子どもの発達が飛躍的に伸びる時期であることから、より短い間隔でかつより具体的な内容を記載する。ただし、個人差が大きいことを明記することが必要。
- (3) 乳児保育においては、肯定的・応答的なかわり、受容、共感等を通じて、子どもの主体性を育てていくが、具体的な保育の内容とともに、**主体性を育て、尊重することの重要性を明記する。**
- (4) 子どもと保育士の愛着関係の構築とそれを基礎とした安心安全な環境が生きる力を育むことの土台となり、そうした環境を構築することの重要性を明記する。

2 3 歳未満児の保育について

- (1) **自己肯定感を育てることの重要性を明記**し、そのための保育士や他の子ども達との関わりについて具体的に記述する。
- (2) 3 歳未満児の遊びを通して培われる健康・人間関係・環境・言語・表現の分野における配慮すべき事項を明記する。
- (3) 保育所が保護者を支援し、ともに子育てをする共通の指針として捉えたとき、保育所保育指針は保護者にもその内容を理解していただきやすいものであることが求められる。**保護者に理解していただきたいこととして、生命の保持とともに、生活リズム・生活習慣の確立の必要性といった、養護的視点の記述を充実する。**

3 3歳以上児の保育について

- (1) 意欲を持って、子どもが自ら考え、主体的に行動できるようになること。
基本的な生活習慣など、基礎的な生きる力を培い身につけること。集団生活の中で、人間関係を築き、コミュニケーション能力を育むことなど、**子どもの育てて欲しい姿を明記する。**
- (2) 現行の保育所保育指針では、3歳未満児および障害のある子どもについて**個別的な計画**を作成することとされている。一人ひとりの子どもの発達状況等に応じた、きめ細やかな保育を行っていくために、**3歳以上児についても作成することとすべき。**
- (3) この個別的な計画を踏まえ、「保育所児童保育要録」を作成し、それを小学校に引き継ぐことにより、一人ひとりの子どもの発達の連続性を確保すべき。
- (4) なお、「保育所児童保育要録」については、それを受取る小学校側にその目的を理解していただくとともに、円滑な接続が行われるよう制度的な整備が必要。

4 健康および安全について

- (1) 保育所は、子どもにとって、安全・安心な環境でることが不可欠であるが、一方で、昨今の子どもの関係する事件や事故等の発生状況に鑑み、子ども自身が安全に関する知識を身につけ、危険を察知し自らを守るすべを学ぶことも必要であることを明記する。
- (2) 食育については、調理員・栄養士も保育室で子どもの食べる状況を把握する等のことが必要であり、調理員らも子どもの保育に関わる場面がある。よって、**食育は、保育士と調理員・栄養士等職員全体が連携・協働して行う保育であることを明記する。**
- (3) 食物アレルギーがある子どもへの対応については、発症時の対応等危機管理体制を整えることの必要性を明記する。
- (4) **時代とともに移り変わる健康上の留意点**（予防接種、SIDS、食物アレルギー、離乳食、PM2.5等）等に子どもの生命に関わる情報を記載する。
- (5) なお、本保育所保育指針改定にともない作成されることが予定されている解説書には、除去食等の対応を保護者の同意を得て行うことや、アナフィラキシー発症の際の対応等具体的な内容を明記する。

5 保護者支援について

- (1) **子どもの貧困や児童虐待など**、子育て家庭が抱える課題が深刻化・多様化し、**各種専門機関と連携**が必要な場合が増えていることから、専門機関との連携の必要性を保育所保育指針に明記するとともに、その**具体的な連携・協働の方策**（日頃から関係機関とコミュニケーションを図り、関係性を築く・維持する方策等）について、解説書に明記する。
- (2) 「子どもの貧困」については、解説書にどのような社会的な課題なのかの説明とその対応例などを記載する。
- (3) 児童虐待や障害児の支援など、保育所だけでは完結しない子ども・保護者支援については、継続的かつ**ソーシャルワークの支援**が必要であり、専門機関との連携が不可欠である。**長期的な支援の方策**について記述する。
- (4) 特に児童虐待への対応については、より具体的な対応方策を解説書に記述する。
- (5) 異なる文化・習慣を持つ外国人等への配慮や対応が求められることを解説書にコラム等として記載する。
- (6) 保護者の相談に応じる際の傾聴の姿勢や**保護者の自己決定を促し尊重する姿勢**等に関して記述する。

6 職員の資質向上について

- (1) **保育に携わる者が、子どもの権利侵害を行わないよう留意する**べき旨を記述する。
- (2) 保育士が遵守すべきものとして全国保育士会が策定した「**全国保育士会倫理綱領**」を**解説書に記載**し、そうした権利侵害等が発生しないようにすべき。
- (3) 職員の心身の健康を最大限保障されるよう、関係機関への積極的な受診や、勤務体制の考慮などを明記する。
- (4) 施設長や主任保育士等、リーダー的役割の重要性を明確に記載する。
- (5) 現行の保育所保育指針の第7章「職員の資質向上」において、保育の質の向上を図るため、職員一人一人に研修などを通じて、資質の向上に取り組むことが求められている。新たな指針においては、そのための**研修機会が確保されなければならないことを明記する**。

7 全体の構成、総則について

- (1) 保育所における養護と教育が一体となった保育は、専門性を有する保育士が、子どもの発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの状況に応じ、教育的意図を持って行っているものであり、家庭における保育とは質的に異なるものであること、および、**保育所には教育があることを総則に明記する。**
- (2) また、保育所保育指針における「**保育課程**」は、幼稚園教育要領における「**教育課程**」、および幼保連携型認定こども園教育・保育要領における「**全体的な計画**」と同類のものであることを明記する。
- (3) なお、今回の保育所保育指針改定の検討は、同時に行われている幼稚園教育要領の見直し検討の内容と整合性を計りつつ行われていると伺っている。「**保育課程**」については、**幼稚園教育要領の見直し内容を踏まえ、7－(2)の意見の趣旨に沿って、同類であることが明確に解釈できるように記述する。**
- (4) 総則に、保育所がめざす保育の理念を職員に明確に示すなどの**施設長に求められる役割について明記する。**

8 その他について

- (1) **保育士以外の資格を有する者が保育に関わる**ことが生じる状況となっていることもあり、**保育士の役割、施設長の役割を明確にする。**
- (2) 保育の内容については、より具体的な記述とし、保護者が保育士の意図する保育について理解し、より円滑に保育所と家庭が連携して子育てできるようにする。